

圧力容器構造規格 -改正規格及び関係通達  
平成 28 年 11 月 1 日発行 改訂版 正誤表

| ページ                  | 誤   | 正   |
|----------------------|---|---|
| 72 頁<br>↓1<br><br>↓7 | この式において、 $P$ 、 $P_o$ 、 $\sigma_a$ 、 $\sigma_o$ 、 $t_a$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の値を表すものとする。<br>．．．<br>$\sigma_o$ 当該箇所に生じた応力の最大値（単位 $N/mm^2$ ） | この式において、 $P$ 、 $P_o$ 、 $\sigma_a$ 、 $\sigma_s$ 、 $t_a$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の値を表すものとする。<br>．．．<br>$\sigma_s$ 当該箇所に生じた応力の最大値（単位 $N/mm^2$ ）   |
| 70 頁<br>(追加)         | ---   | <p>附則（平成 28 年 7 月 21 日厚生労働省告示第 291 号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 この告示の適用の日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する圧力容器又はその部分がこの告示による改正後の圧力容器構造規格に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しない。</p> </div> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 本告示の適用日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例によること。</p> <p>(2) (1) の措置は、(1) に規定する圧力容器又はその部分が改正後の構造規格に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しないこと。</p> <p>（平成 28 年 8 月 2 日 基発 0802 第 1 号）</p> |
| 74 頁                 | 備考 1 ．．．<br>2 図中の記号は次による。<br>．．．<br>$R_s$ 外部ジャケットの内半径   | 備考 1 ．．．<br>2 図中の記号は次による。<br>．．．<br>$R_j$ 外部ジャケットの内半径   |
| 118 頁～<br>119 頁      | 別表（鉄鋼材料の許容引張応力）<br>JIS G5151 高温高圧用鋳鋼品<br>記号欄 <u>CSPH61</u>  | 別表（鉄鋼材料の許容引張応力）<br>JIS G5151 高温高圧用鋳鋼品<br>記号欄 <u>SCPH61</u>  |